



議案第百八号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾叁年拾貳月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表町長補助機関の項中「一〇一人」を「一〇〇人」に、「三人」を「二人」に改め、同表教育委員会の項中「二〇人」を「二一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年一月一日から施行する。